

## 福岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定（福岡市決定）（素案）

福岡広域都市計画天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

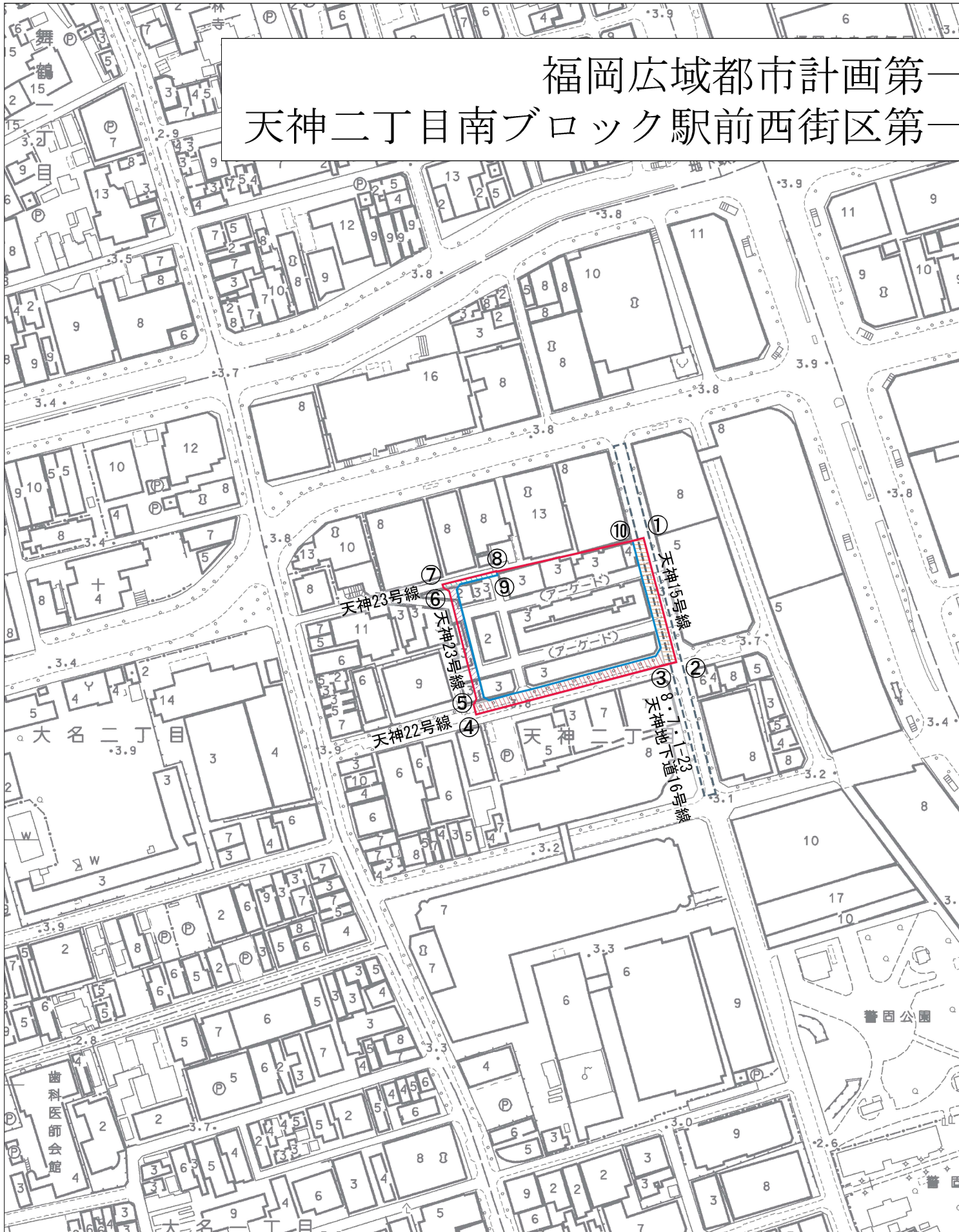
名称		天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業					
面積		約 0.7 ha					
公共施設の 配置及び 規模	道路	種別	名称		幅員	延長	備考
		区画道路	天神 15 号線		約 12m (約 6m)	約 70m	整備済み 幅員の( )内は区域内分
			天神 22 号線		約 11.5m (約 5.75m)	約 110m	整備済み 幅員の( )内は区域内分
			天神 23 号線		約 4m (約 4m)	約 90m	整備済み 幅員の( )内は区域内分
	特殊街路	8・7・1-23 天神地下道 16 号線		別に都市計画において 定めるとおり		都市計画決定(予定) 新設	
公園 及び 緑地	種別	名称		規模	備考		
	—	—		—	—		
建築物の 整備に 関する計画	街区 番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積	延べ面積	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		
	1	約 4,900 m <sup>2</sup>	約 88,000 m <sup>2</sup> (容積対象面積 約 80,000 m <sup>2</sup> )	約 8/10	約 135/10	店舗、事務所、 文化・情報発信、 駐車場 等	—
建築敷地の 整備に 関する計画	街区 番号	建築敷地面積	整備計画				
	1	約 5,900 m <sup>2</sup>	—				
参考		地区計画区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示の通り。」

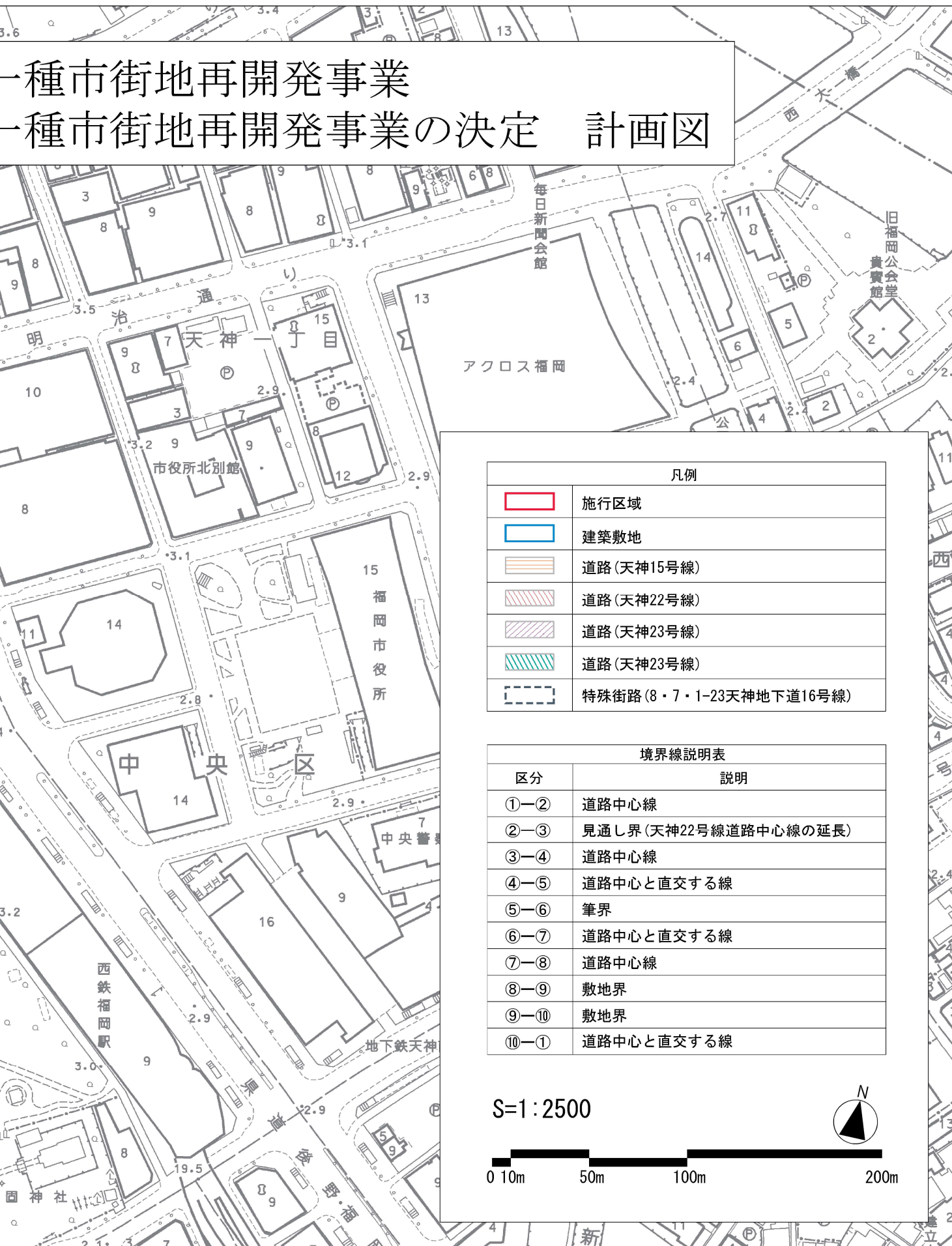
理由：公共施設の整備と併せて、土地の合理的利用及び都市機能の更新を図るため、市街地の計画的な再開発を行うもの。



福岡広域都市計画第一  
天神二丁目南ブロック駅前西街区第一



# 一種市街地再開発事業 一種市街地再開発事業の決定 計画図



凡例	
	施行区域
	建築敷地
	道路(天神15号線)
	道路(天神22号線)
	道路(天神23号線)
	道路(天神23号線)
	特殊街路(8・7・1-23天神地下道16号線)

境界線説明表	
区分	説明
①—②	道路中心線
②—③	見通し界(天神22号線道路中心線の延長)
③—④	道路中心線
④—⑤	道路中心と直交する線
⑤—⑥	筆界
⑥—⑦	道路中心と直交する線
⑦—⑧	道路中心線
⑧—⑨	敷地界
⑨—⑩	敷地界
⑩—①	道路中心と直交する線

S=1:2500



## 福岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定（福岡市決定）（素案）

福岡広域都市計画天神二丁目南ブロック駅前東街区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称		天神二丁目南ブロック駅前東街区第一種市街地再開発事業					
面積		約 1.5 ha					
公共施設の 配置及び 規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線街路	3・1・1-1 渡辺通線	約 50m (約 38m)	約 130m	整備済 幅員の( )は区域内分	
			3・3・1-38 千代大手門線	約 25m (約 12.5m)	約 120m	整備済 幅員の( )は区域内分	
		区画道路	天神 15 号線	約 12m (約 6m)	約 130m	整備済 幅員の( )は区域内分	
			天神 20 号線	約 10m (約 10m)	約 5m	整備済 幅員の( )は区域内分	
			天神 21 号線	約 11.5m (約 5.75m)	約 40m	整備済 幅員の( )は区域内分	
	特殊街路	8・7・1-23 天神地下道 16 号線	別に都市計画において 定めるとおり		都市計画決定(予定) 新設		
	公園 及び 緑地	種別	名称	規模	備考		
		都市緑地	未定	約 1,100 m <sup>2</sup>	新設		
建築物の 整備に 関する計画	街区 番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積	延べ面積	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		
	1	約 7,400 m <sup>2</sup>	約 138,000 m <sup>2</sup> (容積対象面積 約 123,000 m <sup>2</sup> )	約 9/10	約 155/10	店舗、事務所、 文化・情報発信・ホテル等施設、 駐車場 等	—
建築敷地の 整備に 関する計画	街区 番号	建築敷地面積		整備計画			
	1	約 7,900 m <sup>2</sup>		—			
参考		地区計画区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示の通り。」

理由：公共施設の整備と併せて、土地の合理的利用及び都市機能の更新を図るため、市街地の計画的な再開発を行うもの。

